

# 公益財団法人東京三商会奨学に関する規程

## 第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、東京都立の商業高等学校に在学する学生のうち、学力優秀でありながら経済的事由により、学業の就学が困難と認められるものでなければならない。

(奨学金の給与期間及び金額)

第2条 奨学金を給与する期間は、一年単位とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、月額壹万五千元とする。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第3条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書(様式1)に、次の書類を添えて本会に提出するものとする。

- (1) 担任教諭の推薦書(様式4)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 身上調書(様式3)
- (4) 住民票(住民票記載事項証明書)
- (5) 前年度の学業成績証明書
- (6) 生徒保護者・同居者の前年度の所得証明

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長及び本人に通知する。

2 通知を受けた申請者は、連帯保証人連署の誓約書(様式5)、送金口座等の書類を提出して本会の奨学生となる。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金は、2箇月分以上を合わせて交付する。(年4回)

2 奨学金の交付は、直接本人の口座に送金して行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第6条 奨学生は、毎学期末の学業成績表及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所等を変更したとき。

2 前項の(1)、(2)の場合は、連帯保証人と連署のうえ、届け出なければならない。

(奨学金の停止)

第8条 奨学生が本会への報告又は届出を怠った場合、又は休学及び長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第9条 前条の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷痍、疾病などのため学業継続の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退願)

第11条 奨学生は、事情により奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、連帯保証人と連署のうえ、奨学金辞退願を提出しなければならない。

(他の奨学金との関係)

第12条 奨学生は、他の奨学金と併用することができない。

### 第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(奨学生への表彰)

第14条 奨学生のうち、特に学力優秀であり、奨学生としてふさわしい生活を送った学生に対して、表彰し、記念品を贈呈できるものとする。

(記念品)

第15条 前条の記念品は、教養の一助となるもので、五千円以内とする。

(選考)

第16条 表彰される学生の選考は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長及び本人に通知する。

### 第4章 補則

(実施細目)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。